茂原市農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 平成29年12月11日(月) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102議室

3 出席委員 24名

1番 北 田 茂 2番 日 吉 利 一

3番 井 上 幹 男 4番 高 山 多 聞

5番 湯 淺 公 夫 6番 風 戸 茂 樹

7番蕨直邦

9番 杉浦文子 10番 光橋正人

11番 中田文昭 12番 渡邉滋樹

13番 髙 橋 英 二 14番 秋 葉 仁 喜 (第二副小委員長)

15番 浦島京子 16番 鬼島一郎(第二小委員長)

17番 佐藤栄作 18番 三橋弘明

19番 古 山 光 雄 20番 熊 切 秀 雄 (第一副小委員長)

21番 加藤古志郎(会 長)

23番 鈴 木 幸 雄 (第一小委員長)

25番 丸 島 正 昭 26番 麻 生 重 和

27番 石井利明(職務代理者)

4 欠席委員 3名

8番 秋 山 芳 廣 22番 大 塚 優 24番 鵜 澤 和 行

5 事務局職員 5名

事務局長 吉 田 茂 則 局長補佐 平 野 孝 幸

係長東條成男 係長鵜澤史樹

主 事 斉 藤 直 也

6 会議に付した議案

・農地法第3条の規定による許可申請について 5件

・農地法第5条の規定による許可申請について 3件

・適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による

単独申請について

・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 2件

・第7回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請について 1件

・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の承認について 1 件

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について 軽微な農地改良の届出について 平成29年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第11回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請5件、5条申請3件、転用競売申請1件、計画変更申請2件、第7回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請についての合計12件となります。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、4日に第1小委員会で行っております。欠席ですが、秋山委員大塚委員、鵜澤委員が所用のため欠席です。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしくお願いします。

会長

ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人ついてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は11番中田委員と12番渡邉委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の許可申請について審議に入るわけですが、1号議案については、議事参与制限を受ける委員がいらっしゃります。★★委員におかれましては1号議案の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。(★★委員退出)それでは農地法第3条の許可申請第1号議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

はじめに1号議案です。申請地は高田字甲中道地先、田42㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は高田の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由としましては、売渡人は現在耕作しておらず、隣接地を耕作している買受人に対して耕作して貰いたいとの申し出があったため、とのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件については、機械の保有、労働力、技術は問題ないものと思われます。農作業常時従事要件については、従事者合計で600日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認しております。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いします。

第 1 小委員長 審議の結果、1号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議に入ります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

現地は草刈り等も適切に行われておりますので許可でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

申請者が現在耕作している農地に隣接しておりますので、許可でよろしいかと思います。

会長

それでは、1号議案については小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。(★★委員入室)

次は2号から5号議案であります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは2号議案です。申請地は鷲巣字沼下地先外2筆、田791㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は下永吉の★★さん、売渡人は六ツ野の★★さんです。申請理由としましては、買受人については経営規模拡大のため、売渡人は耕作していないため、とのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件については、機械の保有、労働力、技術は問題ないものと思われます。農作業常時従事要件については、従事日数は世帯合計で630日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認しております。

なお、12月4日の現地調査では現場が荒れていた状態であったため草刈りを行うように指導を行うとのことでした。その後事務局にて指導を行ったところ、「許可後には草刈りを行う」という申請人の意向は確認しましたが、本日午前中に事務局で現地の確認を行ったところ、現地の状況に変化は見られませんでした。

続きまして3号議案です。申請地は、谷本字萩台地先、田1486㎡です。申請人は、買受人が谷本の★★さん、売渡人は谷本の★★さんです。申請理由としましては、買受人については経営規模拡大のため、売渡人は耕作していないため、とのことです。次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件については、機械の保有、労働力、技術は問題ないものと思われます。農作業常時従事要件については、従事者合計で500日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、小林字打出地先外1筆、田442㎡、畑350㎡を贈与しようとする申請です。申請人は、譲受人は小林の★★さん、譲渡人は小林の★★さんです。申請理由としましては、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については耕作出来ないため、とのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件については、機械の保有、労働力、技術は問題ないものと思われます。農作業常時従事要件については、従事者合計で380日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、小林字四十前地先外1筆、田2400㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は中部の★★さん、売渡人は東京都の★ ★さんです。申請理由としましては、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については農業経営を廃業するため、とのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件については、機械の保有、労働力、技

術は問題ないものと思われます。農作業常時従事要件については、従事者合計で350日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認しております。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 小委員長 まず、2号議案についてでありますが、小委員会において、申請者に対し総会開催 日までに草刈りを実施するように指導をするよう事務局に依頼をしたが、草刈りを実 施していない。これは耕作する意思が無いためであると思われる。総会において委員 の皆様の意見を聞きたいと思います。また、3号から5号議案についてはいずれも許 可となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次審議に入らせていただきます。はじめに第2号議案であります。現調 しております。★★委員いかがですか。

★★委員

現場は非常に荒れております。3条では無理かと思われます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

この申請の場所は排水の問題が多くあるところであります。耕作される見込みは無いと思われます。

会長

3条で申請されるのであれば、きれいに草刈りをして耕作できる状態にして申請するというのが通常の流れであると思う。しかし農業委員会の指導については、許可されたら実施するということである。そうであるならば耕作する意思が無いと思われる。

★★委員いかがですか。

★★委員

委員の皆様が言っている通りだと思います。また委員会の指導にもかかわらず、これに応じないということに関しても会長が言われた通り、やらないということが考えられるので、一度取下げをすべきだと思う。この農地を取得したいのであるならば他の方法を考えるべきだと思われる。

会長

それでは2号議案に関しましては、一度取下げ指導をして他の方法を考えてもらうということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは2号議案については取下げ指導ということで決定いたします。続きまして3号議案です。現調しております。

★★委員いかがですか。

★★委員

申請地は非常に良く管理されておりますので、許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

非常にきれいに耕作されておりますので許可でよろしいかと思います。

会長

3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。次は4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

適正に管理していただければ許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

田は譲受人の所有している田の直下であり、譲渡人が高齢であり耕作が出来ないためということで譲受人が引き受けるということであります。畑はコスモスを植えるということでありきれいになると思われるので許可でよろしいかと思います。

会長

4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。次に5号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

きれいにされておりますので許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

きれいにされておりますし、譲受人は農業をやることに関して意欲があるということでありますので許可でよろしいかと思います。

会長

5号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可ということで決定いたします。

次に農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

はじめに6号議案です。申請地は、上太田字下山田地先、畑980㎡です。長生村の★★さんが上太田の★★さん外1人から土地を買い受けて鮒の養殖場用地とする申請です。申請理由としましては、現在★★を経営しており、★★を養殖するにあたり最適であり、また土地代金も納得できたためとのことです。計画としましては、深さ0.7mの池を掘って養殖池とし、池の外周に事故防止のため防護柵を設置する計画です。掘った土は管理用の外周地に利用します。用水は山からの絞り水を利用します。排水は、雨水のみで自然浸透、及びオーバーフロー分については南側側溝へ放流する計画となっております。隣接農地所有者1名より同意を得ているとのことです。他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準については、申請地は平成29年10月総会において第2種農地と判断され許可権者に意見書を送付しましたところ、許可権者は、申請地は集団的に存在している農地でおおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されました。このため原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行規則第35条第3号の水産動植物の養殖用施設その他これに類するものに当てはまり、例外的に許可出来る農地です。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は、添付すべき必要書類で確認しております。

続きまして、7号議案です。申請地は、茂原字南三貫野地先、田753㎡のうち4. 32㎡です。早野の★★さんが木崎の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借 り受けてゴミ集積所用地とする申請です。申請理由としましては、宅地開発事業に伴う地元自治会との協議において、将来の戸数増加を見込んだ場合、既存のゴミ集積所では対応が困難なことから新設が必要となったためで、土地選定にあたっては、ゴミ集積所設置基準を満たし、新居住者の利用可能な範囲で設置可能な土地のうち土地所有者及び隣地居住者の同意が得られたためとのことです。計画としましては、周辺部をブロックで囲い、コンクリート敷きして市販のゴミ収集庫を設置する計画です。排水は、雨水のみで前面道路側溝に放流する計画です。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。

続きまして、8号議案です。申請地は、小林字宿谷地先、田500㎡です。腰当の★★さんが渋谷の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては、現在アパート住まいで手狭であるためとのことです。計画としましては、木造・二階建て・建築面積104.91㎡です。造成は整地のみで、埋立ては発生しません。排水は、合併浄化槽による処理後、西側道路側溝に接続し放流する計画です。なお、両総土地改良区及び★★自治会より排水同意書が提出されております。また、両総土地改良区より転用に関する意見書が提出されております。隣接同意が必要な農地はありません。他法令の申請については、11月22日付けで市土木管理課に法定外公共物占用許可申請書が提出されております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに当てはまり、例外的に許可出来る農地です。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は、添付すべき必要書類で確認しております。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 小委員長 6号議案から8号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長

順次審議したいと思います。まず6号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

第1種農地ということでありますが、例外規定に合致するということであり、またフェンスも設置されるということでもありますので、事業計画通り行われれば許可相当ということになろうかと思います。

会長

6号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、7号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。 ★★委員

住宅地の中にある農地であり、また部分的でありますので許可相当でよろしいかと 思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周辺はすでに住宅地として開発もされておりますし、ゴミステーションの確保ということでありますので許可相当でよろしいかと思います。

会長

それでは、7号議案については小委員会の報告どおり許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に8号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

住宅地の一角でありますので問題ないと思われます。許可相当でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周辺は住宅地となっておりますので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

それでは8号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号案については、許可ということで決定いたします。 次に適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

「適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請について」(5条競売)についてご説明いたします。

本申請は、申請人が競売により農地を取得するにあたり、買受適格者の証明を受け、同時に売却決定がなされた後、5条許可申請がされた場合における許可・不許可の意見決定を予め示しておこうとするものです。

それでは9号議案です。申請地は下永吉字沢尻地先、田433㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業19街区地先、面積225㎡です。茂原の★★さんが落札して建売分譲用地としようとする申請です。申請理由としましては、住宅地として適切な立地条件であるためとのことです。計画としましては、木造・二階建て・建築面積56.00㎡が1棟です。排水は、西側公共下水道に接続する計画です。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 小委員長 9号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長

この議案に関しては、区画整理事業内の農地でありますので小委員会の報告どおり 許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、許可というこ とで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に ついてであります。事務局の説明をお願いします。 事務局

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。

それでは10号議案です。申請地は、早野字仲畑地先、田281㎡です。綱島の★★さんが東京都の★★さんより土地を買い受けて専用住宅及び道路用地とする申請です。なお、当初計画は昭和49年10月17日付けで住家用地として許可がなされております。

計画の変更理由としましては、当初計画者は許可後、海外等へ転勤となり、現在は東京に居住となっているところ、今回の買受人より、現在実家住まいで部屋が手狭なため、この土地を購入し専用住宅としたいとの希望があったためとのことです。土地選定理由としましては、交通等生活至便な住宅地であり、土地代金も資金計画に適合しているためとのことです。計画としましては、木造・二階建て・建築面積66.00㎡及び道路位置指定の回転部分9㎡です。排水については、合併浄化槽による処理後、既存の北側側溝に接続し放流する計画です。また、★★水利組合より排水同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。

続きまして、11号議案です。申請地は、東郷字富士見地先、畑480㎡と一体利用する宅地458.83㎡の合計938.83㎡です。市原市の★★さんが市原市の★★さんより土地を買い受けて共同住宅用地とする申請です。なお、当初計画は平成29年2月15日付けで共同住宅用地として許可がなされております。

計画の変更理由としましては、当初計画者は、当初3棟の共同住宅を同時に着工する計画でしたが、工場での製作過程で遅延が生じたため2棟を先行して工事を進め、3棟目の着工に際し★★が出来なかったことから、3棟のうち1棟を承継することとなったためとのことです。土地選定理由としましては、申請地は市街地と一体的な日常生活圏を構成している土地であるためとのことです。計画としましては、鉄骨造・二階建て・建築面積238.91㎡です。排水については、合併浄化槽による処理後、西側道路側溝に接続し放流する計画です。隣接農地所有者1名より同意を得ているとのことです。他法令の申請については、平成29年11月20日付けで市都市計画課に宅地開発事業事前協議変更届が提出されております。

次に転用許可基準ですが、立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。 以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 小委員長 10号・11号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長

順次審議します。はじめに10号議案です。現調しております。

★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当と思われます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周辺はすでに住宅も建っておりますし、以前転用許可も出されておりますので許可相当でよろしいかと思います。

会長

それでは、10号議案については小委員会の報告どおり許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10議案については、許可相当ということで決定いたします。次に11号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

ここも周辺は住宅が建っております。許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

以前も許可が出ておりますし、周辺も住宅地となっておりますので許可相当でよろ しいかと思います。

会長

それでは、11号議案については小委員会の報告どおり許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に12号議案です。第7回総会保留議案農地法第5条の許可申請についてであります。

今までの経緯について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第12号、平成29年8月8日開催第7回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請地は本納字滝ノ谷地先外1筆、田1572㎡で、松戸市の★★さんが東京都の ★★さんより土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請です。

本議案については、申請人における周辺農地の営農条件への支障に係る隣接農地所有者の同意確認及び地域への説明の点から保留となっており、11月の総会では、申請人にて、申請書の内容の訂正及び地元自治会との関係構築のため、一度申請を取り下げた上で再申請を検討するとの話にいたっておりました。しかしながら、現在まで取下願は提出されておらず、事務局にて問い合わせましたところ、取下げはしないが自治会への対応も未定という状態とのことであります。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。この案件については役員会を開催し、関係者から事情をお聞きし、申請者に対しては地元自治会との関係を再構築してから再度申請するようにと明確に指導し、申請者も了解したはずなのですが、依然として変わらぬ状況であります。

職務代理

私としては、すでに取下げが行われたものだと思っていました。役員会においては時間はかかったが一度取下げて再度申請を出すということが明確にされたはずだったのですが、県に対しては、許可・不許可相当どちらにしても進達していかなければならないという考え方でよろしいかと思います。このような状況でありますので不許可相当ということで進達をした方がいいと思う。やはりこういうことは、地元との協議ということが法に則ってだけではなく非常に重要であると再認識する議案だったと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

申請者側内部で色々な方が介在していると思われる。この申請を一度取下げてしまうともう二度と申請が出来ないと勘違いしていると思われる。また申請者側で土地を

斡旋する方あるいは申請を請け負っている方それらの方々の意思疎通がうまくいっていない感じがする。この計画に対しては地元の方々が不信感を抱いているので、これはどこかで仕切り直ししないと埒が明かないと思うので、職務代理がお話しされた方向でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

一度取下という話に至ったにもかかわらず申請者側がそれをしないということは遺憾に思います。

会長

この計画に関してですが、計画自体が非常に雑であり、きちんとしていないということだと思います。農地転用を伴う申請でありますから農地を農地以外のものにするとしたら周辺の農地に関して排水等の問題についてきちんとした計画を持つべきだと思います。しかしこのようなことが一切ない。はじめから許可になる場所であるからという考えで地元に対しても対応しているからこのようになったと考えられる。

計画があまりにも杜撰で審議に堪えられないということであります。しかも役員会において意見を出したがこれにも一切従わないということですから委員会としては許可ということには出来ないと思います。

それでは、12号議案については不許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、不許可相当ということで決定いたします。次に13 号議案です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計 画の承認についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第13号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順にご説明いたします。

それではまず始めに新規分です。NO. 22及び23については取下げとなりました。NO.1につきましては、借受者が新小轡の★★さん、貸付者は小轡の★★さんで、利用権設定する土地は小轡字宮後地先、畑、1,690 ㎡の賃貸借権の設定で、期間は3年でございます。

以下同様にNO. $2\sim5$ が利用権設定期間 3 年、NO. $6\sim1$ 4 が利用権設定期間 5 年、NO. 1 5 ~1 6 が利用権設定期間 6 年、NO. 1 7 が利用権設定期間 8 年 3 \sim 7 NO. 1 8 \sim 3 4 が利用権設定期間 10 年となっております。

続きまして更新分でございます。新規分と同じく利用権設定期間が短い順にご説明いたします。NO. 1 が利用権設定期間 2 年、NO. 2~1 2 が利用権設定期間 3 年、NO. 1 3~1 9 が利用権設定期間 5 年となっております。

それでは最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計は、新規分の利用権設定面積は109,793 ㎡、再設定(更新分)の利用権設定面積は71,892 ㎡となっております。表下段の使用貸借につきましては8,582 ㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

会長

説明が終わりました。

12号議案は承認ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、承

認ということにさせて頂きます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・平成29年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
- その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。